

## 浅川町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 6,856	千円 3,268,587	千円 295,727	千円 566,985	% 17.4	% 16.3

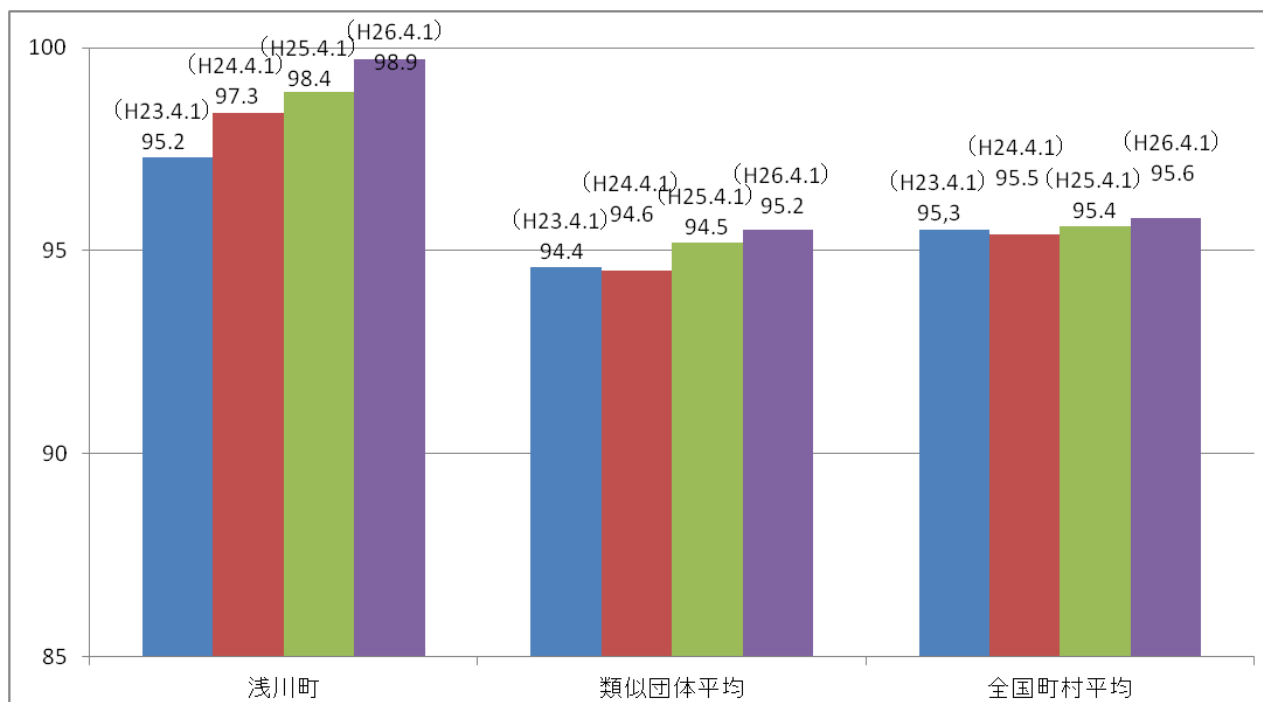
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
26年度	人 65	千円 236,404	千円 32,893	千円 87,062	千円 356,359

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,482	千円 5,606

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員数が少ないため、異動による対象職員の変動が数値に大きく影響するため。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、福島県に準拠して平均1%引下げ。若年層については、最高で1.4%の引上げ。高齢層については、最高で3.0%の引上げ。激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し ※該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

## (6) 特記事項

- ・ 一般行政職 6 級以上かつ 55 歳を超える職員の給料を 100 分の 0.9 減額。
- ・ 特別職の給料を 10% 削減。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27 年 4 月 1 日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浅川町	38.3 歳	295,800 円	329,565 円	322,059 円
福島県	42.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.0 歳	309,632 円	372,514 円	334,182 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (27年4月1日現在)

区 分		浅川町	福島県	国
一般行政職	大学卒	179,300円	186,000円	174,200円
	高校卒	146,300円	150,800円	142,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (27年4月1日現在)

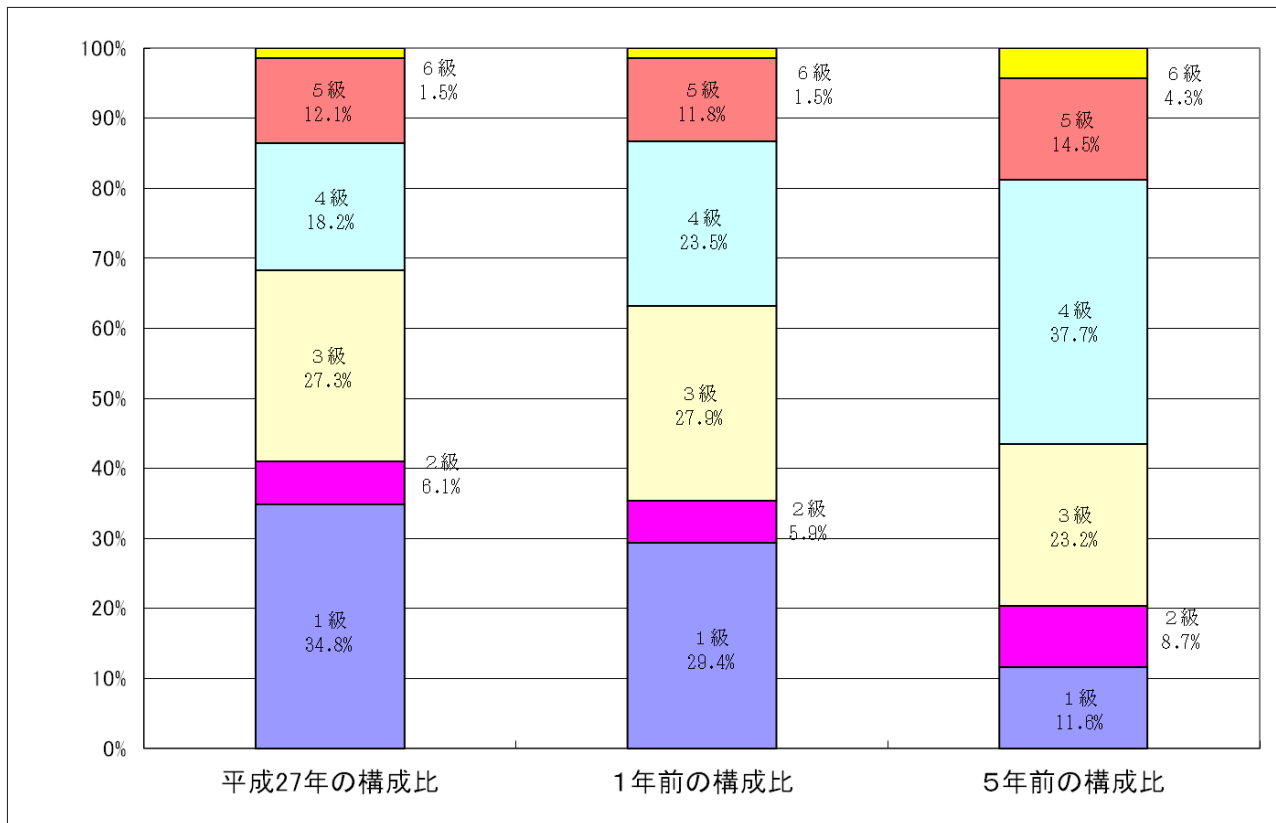
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,800円	323,600円	- 円	403,100円
	高校卒	241,400円	290,200円	- 円	393,300円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	23人	34.8%	141,700円	252,000円
2級	主事	4人	6.1%	193,400円	310,700円
3級	主査、主任主査	18人	27.3%	230,300円	357,800円
4級	主任主査、課長補佐	12人	18.2%	265,800円	394,700円
5級	課長	8人	12.1%	293,200円	406,700円
6級	総務課長 総務課長経験者	1人	1.5%	324,900円	423,800円

- (注) 1 浅川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

未実施

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

浅川町	福島県	国
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,339千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,684千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15% 管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15% 管理職加算10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

未実施

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

浅川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算） （退職時特別昇給 なし）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 (※) 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(※) 退職者が僅少であるため、平均値を求めている。

(3) 地域手当

※ 制度なし

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		0%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務職員の特殊勤務手当	税の賦課徴収に従事した職員	徴税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	千円 0	日額500円
感染伝染症防疫作業員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事した職員	伝染病患者、家畜に対する防疫業務に従事したとき	千円 0	日額500円
用地職員の特殊勤務手当	公共用地取得の交渉業務に従事した職員	公共用地取得の交渉業務に従事したとき	千円 0	日額500円
公営住宅職員の特殊勤務手当	公営住宅使用料の徴収に従事したとき	公営住宅使用料の徴収に従事したとき	千円 0	日額500円
消防関係職員の特殊勤務手当	火災等災害業務に従事したとき	火災等災害業務に従事したとき	千円 0	日額500円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	11,219千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	212千円
支給実績（25年度決算）	9,672千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	197千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

### (6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,000円（ただし、扶養親族でない配偶者のある職員の扶養親族のうち1人は6,500円、配偶者のない職員の扶養親族うち1人は11,000円）、その他1人につき5,000円。 扶養親族のうち満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	千円 7,422	円 212,269
住居手当	借家等に居住している職員（月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 上限27,000円/月	異なる	単価	千円 2,471	円 247,070
通勤手当	交通機関等利用者は58,000円まで全額支給し58,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1の額を58,000円に加えた額を支給。 自家用車等利用者は通勤距離に応じて2,600円～50,400円	異なる	区分	千円 1,783	円 63,664
管理職手当	課長 給料×9% (給料×10%) 課長補佐 給料×5.4% (給料×6%)	異なる	定率	千円 5,564	円 370,893
宿日直手当	4,200円/1回	異なる	定率	千円 534	円 11,596
寒冷地手当	11月～3月に支給 世帯主で扶養ありは月額17,800円、世帯主で扶養なしは月額10,200円、その他の職員は月額7,360円	同じ	—	千円 4,078	円 62,727

## 5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長	682,200円 (758,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 826,500円/410,000円
	副町長	546,300円 (607,000円)	630,000円/508,000円
報 酬	議 長	288,800円 (304,000円)	355,000円/200,000円
	副 議 長	227,100円 (239,000円)	316,000円/164,000円
	議 員	211,900円 (223,000円)	301,000円/145,100円
期 末 手 当	町長 副町長	(26年度支給割合) 3.05月分	
	議 長 副 議 員	(26年度支給割合) 3.05月分	
退 職 手 当	町長 副町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職期間×48/100=15,717,888円 任期毎 給料月額×在職期間×48/100=12,586,752円 任期毎	
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

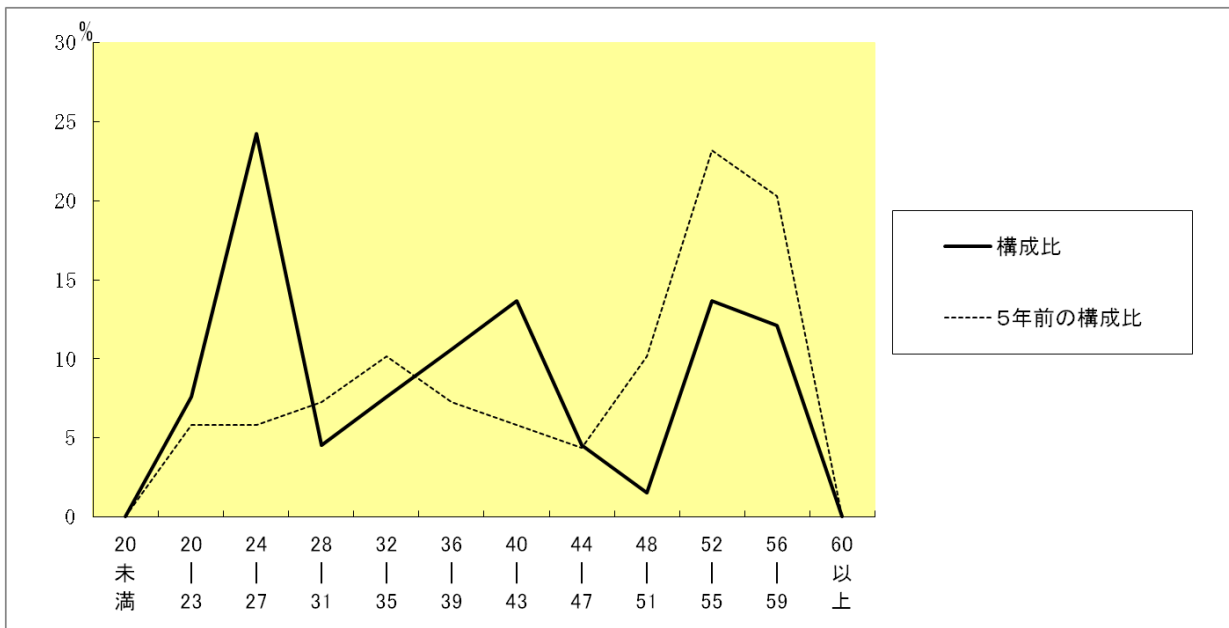
部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	13	13	0	
		税 務	6	6	0	
		民 生	12	12	0	
衛 生		4	4	0		
農 林		5	5	0		
商 工		1	1	0		
土 木	6	6	0			
	計	49	49	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 101.56人)	
	教育部門	10	9	△1	退職者不補充	
	小 計	10	9	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 13.00人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 121.84人)	
公 営 企 業 等	小 計	水 道	3	2	0	退職者不補充
		そ の 他	5	5	△1	
		下 水 道	1	1	0	
	小 計	9	8	△1		
合 計		68	66	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.37人	
		[ 85 ]	[ 85 ]	[ - ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。



(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	16人	3人	5人	7人	9人	3人	1人	9人	8人	0人	66人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	47	49	47	47	49	49	2(4.3)
教育	12	12	10	10	10	9	△2(△25)
普通会計計	59	61	57	57	59	58	△1(△2)
公営企業等会計計	10	10	9	9	9	8	△2(△20)
総合計	69	71	66	66	68	66	△3(△4.3)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 208,452	千円 △22,273	千円 21,230	% 10.2	% 10.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事 業平均1人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 2	千円 8,535	千円 1,081	千円 3,242	千円 12,858	千円 6,429	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浅川町	33.8歳	284,300円	287,650円
団体平均	38.3歳	295,800円	517,229円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

浅川町		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,350千円		1人当たり平均支給額 (26年度) 1,485千円	
(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

浅川町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算） （退職時特別昇給 なし）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算） （退職時特別昇給 なし）		
1人当たり平均支給額 (※) 千円			1人当たり平均支給額 (※) 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(※) 対象者が僅少であるため、平均値を求めていない。

ウ 地域手当

※ 制度なし

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		1千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		500円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		66.6%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
用地職員の特殊勤務手当	公共用地取得の交渉業務に従事した職員	公共用地取得の交渉業務に従事したとき	千円 0	日額500円
企業職員の特殊勤務手当	水道関係業務に従事した職員	緊急を要する水道施設の故障等の復旧作業に従事したとき。 水道の用を供する土地の交渉業務に従事したとき。 水道料金徴収事務に従事したとき。	千円 1	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度実績）	163千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度実績)	82千円
支給実績（25年度実績）	584千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度実績)	293千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	上記「4(6)その他の手当」のとおり。			468千円	234,000円
住居手当				0千円	0円
通勤手当				102千円	33,800円
管理職手当				(※)千円	(※)円
寒冷地手当				193千円	64,240円

※対象者が僅少であるため、平均値を求めている。